

# REAL PARTNER

vol.142

みえ

三重宅建会報 2024.1.30発行

年頭所感

三重県宅地建物取引業協会会長 村井 浩一  
三重県知事 一見 勝之

ハトマークが新しくなりました！  
新ロゴマークについて  
ハトサポ BB 新機能「スポット公開」  
支部だより（鈴鹿亀山支部）

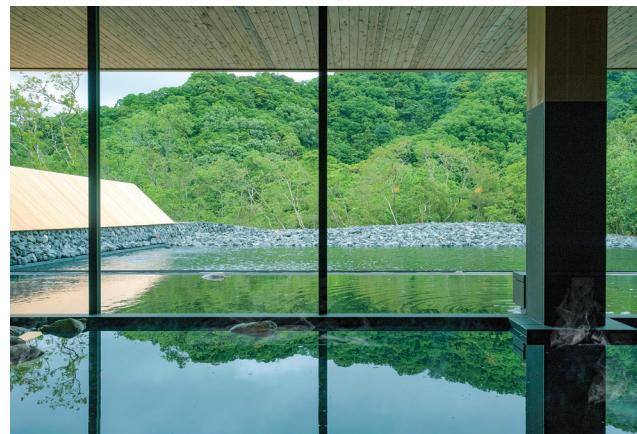


VISON (ヴィソン)



公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会三重本部



### 三重県・多気町の食と癒しのリゾート「VISON (ヴィソン)」

東京ドーム 24 個分（約 119ha）の広大な敷地に、四季を感じるホテル、日本最大級の産直市場、薬草で有名な多気町にちなんだ薬草湯、和食の食材メーカーによる体験型店舗、有名料理人が手掛ける地域食材を活かした飲食店舗、オーガニック農園など、約 70 店舗が出店する、多様性と専門性を兼ね備えた大型複合商業施設です。

#### ■薬草湯が楽しめる「本草湯」

本草湯の薬草湯は、三重大学とロート製薬株式会社が連携してレシピを開発しており、季節ごとに様々な湯を提供しています。古来より気象の動きや動植物の変化を表した七十二候という考え方を基に、VISON 独自の「本草七十二候」を策定。ほんのわずかずつ変わりゆく季節を湯で表現しています。薬草湯は 5 日毎に変わり、年間を通じて 72 種類の湯を提供しております。四季の移り変わりを肌に感じながら、特別な癒しをご体感ください。

| ほんぞう ゆ<br>本草湯 |   |
|---------------|---|
| 営業時間          | 6:00 ~ 24:00  |
| 利用料金          | 大人（中学生以上） 800 円<br>子供（3歳～小学生まで） 400 円   |
| 定休日           | 年中無休  |
| T E L         | 0598-39-3900  |
| 公式 HP         | <a href="https://vison.jp/shop/detail.php?id=63">https://vison.jp/shop/detail.php?id=63</a> |

#### VISON [ヴィソン]

住 所 三重県多気郡多気町ヴィソン 672 番 1

T E L 0598-39-3190

定休日 年中無休

## 目 次

|  |       |
|--|-------|
| 会長 年頭所感                                  | 1     |
| 三重県知事 年頭所感                               | 2     |
| 暴力追放功労者全国表彰／宅地建物取引士資格試験実施報告              | 3     |
| 本部研修会報告                                  | 4・5   |
| 支部だより（鈴鹿亀山支部）                            | 6・7   |
| ハトマークリニューアルについて                          | 8・9   |
| 法定講習会のご案内                                | 10・11 |
| ハトサポ BB スポット公開                           | 12・13 |
| 広告表示規約・広告相談事例                            | 14・15 |
| 最近の裁判例から（RETIO より）                       | 16・17 |
| 反社会的勢力データベース照会システム                       | 18    |
| 全宅管理入会のご案内                               | 19    |
| 新入会員の紹介／退会者報告                            | 20～22 |
| 理事会だより                                   | 23    |
| 協会の主な動き（令和 5 年 7 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日） | 24    |
| 掲示板／倫理綱領                                 | 25    |

# 新年のご挨拶

会長 村井浩一



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、平素は、協会本部ならびに支部の運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県宅建協会の会長としてその責務を痛感しながらも、会員皆様のおかげをもちまして協会運営におきましては順調に進めさせていただいております。

その中でも昨年、当協会と致しましては全国都道府県会員数維持率が全国3位として表彰をしていただきました。ユーチューブで協会CMを放映させていただいておりますが、それ以上に会員皆様のご協力の賜物であると深く感謝申し上げます。

さらに、宅地建物取引士の法定講習におきましてもWEBでの受講ができるようになり、私自身も受講いたしましたが、受講内容も充実しており説明も理解しやすく、特に空き時間を利用して視聴できるため、新年度ではWEB講習の枠を拡大し、多くの会員の皆様にも受講していくだけるように準備を致しております。

また、今後検討されているアナログ規制改革によって、宅地建物取引業法も見直され講習の受講申請や修了証のデジタル化等の推進。さらに宅地建物取引士の専任設置義務に関し、IT技術の進展等を踏まえ、専任の宅地建物

取引士が他の事務所等の業務を行うことができる場合についても検討されており、協会といたしましても様々な状況変化にも対応できるように準備をすすめていきたいと考えております。

現在、不動産登記番号に特定コード4桁を加えた不動産ID化が進められており、不動産IDと官民データを連携させることで、ガス、上下水道等の生活インフラや浸水等のハザード情報はじめとした都市計画情報等の情報を容易に取得できることで、重要事項説明に係る調査負担の軽減、さらに、住民基本台帳や水道使用量データを紐づけられることで、空き家の把握が容易になるなど期待されています。このようなデジタル化が益々進む中で、協会といたしましても会員皆様にしっかりと情報の提供ができる体制作りに取り組んで参りたいと考えております。

そこで新年度には、このような様々な変化に対応していくために特別委員会を設置して中・長期的な協会の運営や組織の在り方を検討すると共に、会員皆様にとって必要とされる協会への更なる改善に努めていきたいと考えております。

最後になりましたが、会員皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げますと共に、宅建協会の実績と信頼を礎に、更なる発展に向け誠心誠意取り組んで参りますので、今後も会員皆様のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 年頭所感

三重県知事 一見 勝之



公益社団法人三重県宅地建物取引業協会の会員の皆さんにおかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、県政の推進にあたり、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げますとともに、宅地建物取引業法の適正な運用による公正な取引並びに宅地建物の流通の円滑化にご尽力いただきしておりますことに、深く敬意を表します。

三重県では、令和4年度に県政運営の指針となる「強じんな美し国ビジョンみえ」及び中期の戦略計画となる「みえ元気プラン」を策定しました。

この「みえ元気プラン」で進める7つの挑戦の1つとして、大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靭化対策の加速・深化、すなわち県民の皆さまの命を守る災害対策が位置付けられています。

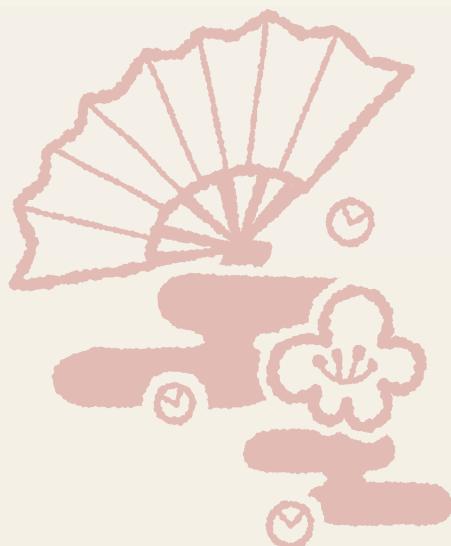
災害の発生そのものを抑制することはできませんが、災害の発生前から事前に対策を講じることで、被害の拡大を防ぐことはできます。特に、住宅・建築物については耐震化の取組を進め、地震災害に対するまちの安全性を確保するとともに、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進します。

また、周辺の住環境に悪影響を及ぼす空き家の増加は大きな社会問題となってお

り、空き家の適正管理等の啓発や利活用、危険空き家の除却などへの支援を進めます。さらに、住宅の確保に配慮を要する高齢者等の増加が見込まれることから、受け皿となる県営住宅、民間賃貸住宅の確保や支援体制の充実を進めています。

貴協会におかれましては、今後とも宅地建物取引士、そして宅地建物取引業者としての幅広い経験と日頃からの研鑽により培われた高度な専門知識を存分に發揮いただくとともに、上記取組の推進に向けたお力添え、そして新たな人材の育成へのご尽力を期待申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展と会員の皆さまのご活躍を心から祈念し、年頭のご挨拶といたします。



# 暴力追放功労者 全国表彰



三重県宅建協会 副会長の小牧智之氏が  
令和5年度暴力追放功労者表彰銀章を  
受章されました。

多年にわたり勇気と熱意をもって暴力追放活動に  
尽力された功労が認められたものです。  
誠におめでとうございました。

## 令和5年度 宅地建物取引士資格試験実施報告

令和5年10月15日(日)「令和5年度宅地建物取引士資格試験」が47都道府県、247会場で実施されました。三重県は津市産業スポーツセンター(サオリーナ/メッセウイングみえ)を会場とし、2,287名(前年度2,186名 4.6%増)の受験申し込みがありました。当日は1,885名が受験し、令和5年11月21日(火)に合格者の発表がありましたのでご報告致します。

**令和5年度  
宅地建物取引士資格試験合格者  
50問中36問以上正解した者を合格者とする  
(登録講習修了者 45問中31問以上)**

|      |       |
|------|-------|
| 合格者数 | 284名  |
| 合格率  | 15.1% |



## 令和6年度宅地建物取引士資格試験の申込期間が変更となります

令和6年度の宅地建物取引士資格試験の申込期間について、以下のとおり郵送申込期限を早め、インターネット申込期限を延長する予定です。

令和6年度に受験をお考えの方は、申込期間をお間違えないようご注意ください。

インターネット申込みは、原則として24時間申込みが可能等便利で、送料等の付帯費用も郵送申込に比べて安価ですので、可能な方はご利用をお願いします。

| 申込方法                 | 郵送申込み                   | インターネット申込み              |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| (予定)<br><b>令和6年度</b> | 7月1日(月) ~ <b>16日(火)</b> | 7月1日(月) ~ <b>31日(水)</b> |
| (参考)<br>令和5年度        | 7月3日(月) ~ 31日(月)        | 7月3日(月) ~ 19日(水)        |

# 研修会報告

## 賃貸不動産経営管理士講習

令和5年8月7日（月）不動産会館3階大会議室にて賃貸不動産経営管理士講習が実施されました。出席者30名には賃貸不動産経営管理士試験において試験の一部が免除される修了証が配布されました。

### 講習内容(動画視聴)

- 1限目 ①賃貸住宅管理総論 ②賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律
- 2限目 ③管理受託業務 ④賃貸借契約
- 3限目 ⑤金銭管理
- 4限目 ⑥賃貸住宅維持保全 ⑦管理業務の実施(管理実務)
- 5限目 ⑧管理業務の実施(賃貸業への支援業務) ⑨賃貸不動産経営管理士
- 6限目 確認テスト

## 第1回一般不動産相談員・広告相談員研修会

令和5年8月31日（木）不動産会館3階大会議室にて一般不動産相談員・広告相談員研修会が実施され、相談員30名が出席しました。



### 研修Ⅰ「不動産の公正競争規約について」

講師：東海不動産公正取引協議会事務局

田中 隼人 氏

内容：表示規約及び景品規約の解説、表示規約・同施行規則改正内容の説明、不動産広告の相談・違反事例。

### 研修Ⅱ「不動産相談コーナーに寄せられた相談事例から見る最近の相談内容」

講師：(公財)不動産流通推進センター 並木 英司 氏

内容：相談内容の傾向、受付時の心構え・注意点について説明、様々な実際の相談事例。

## 全国賃貸不動産管理業協会三重県支部研修会

令和5年11月9日（木）不動産会館3階大会議室にて全国賃貸不動産管理業協会三重県支部研修会がWEB併用で行われ21名（WEB 11名）が参加しました。

動画研修：「裁判例から学ぶ心理的契約不適合(瑕疵)・環境的契約不適合(瑕疵)についての傾向と取引上の留意点」

講師：武市法律事務所 弁護士 武市 吉生 氏



## 不動産の表示規約周知研修会

今年度も以下の3会場で実施されました。

令和5年11月27日(月) (伊勢会場) 伊勢商工会議所 4階 中ホール 出席者 24名

令和5年12月14日(木) (四日市会場) 四日市市文化会館 第3ホール 出席者 40名  
(津会場) 不動産会館3階大会議室 出席者 24名

研修内容 「不動産の公正競争規約について」

講師 東海不動産公正取引協議会 事務局 伴 直樹 氏 (伊勢会場)  
小川 晃平 氏 (四日市・津会場)



## 一般公開セミナー・会員義務研修会

令和5年11月30日(木) アスト津・アストホールにて一般公開セミナー・会員義務研修会が行われ一般の方2名を含む65名が参加しました。

講演 三重県で発生する大規模災害と実践的な防災対策

～地震と水害のリスクとその対策～

講師 災害リスク評価研究所代表 松島 康生 氏



## 宅建業開業をお考えの方に ～令和6年2月15日(木)開業セミナー開催のご案内～

宅建業開業を検討されている方を対象としたセミナーを開催いたします。

協会会員による開業体験談、開業や実務に関する不安をご相談いただける個別相談会を設けておりますので、身近に不動産業に興味をお持ちの方がお見えになりましたら、ぜひお声掛け下さいますようお願い致します。

詳細は協会ホームページ (<http://www.mie-takken.or.jp/>) をご参照下さい。



# 支部だより

鈴鹿亀山支部

## 「坂本棚田」

亀山市の坂本地区にある「坂本棚田」は平成11年7月に農林水産省より「日本の棚田百選」に認定された、先人たちの知恵と苦労の結晶の地です。

棚田とは傾斜地に階段状に築いた水田のことで「千枚田」とも呼ばれています。

坂本棚田は今から400年以上前から築かれ始め、田一枚の面積はわずか11.7m<sup>2</sup>程度で、まさに千枚田だったようですが、明治中期から大正時代に整地され、現在の形になりました。特にこの棚田は「はしご田」という特徴のある石積みがなされており、全国でも有数の美しい景観と独特的の田園風景を見ることができます。又、棚田は米作りだけではなく、雨水を溜めてゆっくり流することで洪水や土砂崩れを防いだり、地下水を溜めて水を綺麗にする働きや多くの生物の住処として豊かな生態系を作っています。





この棚田は四季折々に自然美の絶景を見せてくれます。春には全国でも珍しいミツマタ（和紙の原料となる黄色い花の植物）の群生地であり、良いハイキングコースとなります。立派な土筆やフキノトウが沢山採れ、食でも春の訪れを教えてくれます。秋には彼岸花が群生し、緑と朱のコントラストが素晴らしい映えます。ちょっと珍しい白い彼岸花も見られます。観光地化されていないので、「棚田」しかありませんが、時には普段の喧騒から離れ、自然の大きさ、美しさにふれてみて下さい。



# ハトマークが新しくなりました！



人と住まいを、  
笑顔でつなぐ。

これからもハトマークは「信頼と安心の不動産取引の証」であり続けるために、全国10万社にのぼるグループ会員と地域に寄り添い不動産業界の健全な発展のために取り組んでいきます。

新しいロゴマークに込められた想い

## Brand Story ブランドストーリー

1967年の誕生から50年以上にわたり、  
ハトマークグループは不動産業界の健全な発展のために歩んできました。

そして今、私たちは「ハトマーク」の持つ意味や物語をあらためて見つめ直し、  
その想いを次の世代へつないでいけたらと考えます。

### 2羽のハトは、会員とお客様。

全国10万社にのぼるグループ会員と、その先にいる地域の人々が、たしかな信頼でつながり、ともに繁栄していくように。私たちは、同じ方向を向いて未来へ進んでいきます。

### 緑色は、大地。

一人ひとりの大切な土地を扱う、不動産というかけがえのない仕事。私たちは、業界の品質向上に努めるとともに、地域に根ざした活動を重ね、人々の暮らしをゆたかに育んでいきます。

### 赤色は、太陽。

ハトマークグループは、地方にいる小さな会社たちの手ではじまり、すべての都道府県へと広がっていきました。一社でできることは小さくとも、ちからを合わせれば大きな輝きに。私たちは、暮らしと社会のすみずみへ、光を届けていきます。

### 白色は、取引の公正。

だれもが安心して暮らし、大切な住まいを守れるように。私たちは、公正で安全な宅地建物取引を、すべての地域へと広げていきます。

私たちは、

みんなを笑顔にするために地域に寄り添い、

生活サポートのパートナーとなることをハトマークグループビジョンとして掲げ、

日々その実現を目指しています。

このハトマークが、信頼と安心の証となり、

かかわるみんなを笑顔にしていく。

どのように時代が変わっても、変わることのない私たちの願いです。

## ロゴマークについて



正円にハトマークを整えることでマークの視認性を高め、バランスを整えることで印象に残るロゴマークとして、安定感・安全・美しさ・優しさ・広がり・繋がりを表現することを目的にリニューアルしました。

## ブランドカラーについて

太陽を象徴する赤、大地を表す緑、そして取引の公正を意味する白。これまで、これからも、変わらないハトマークグループの歴史や伝統や想いをこれからの方へと繋ぐため、配色は「日本の伝統色」を基調として再設定しました。

## タグラインについて

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

ハトマークに込められた想いや、ハトマークグループの想いを表現し広くそれを伝える役割として設定しました。

## 基本イメージカラー



DIC N722  
唐紅花(からくれない)  
R:217 G:52 B:72  
C:0 M:91 Y:65 K:0



DIC N845  
青竹色(あおたけいろ)  
R:42 G:156 B:122  
C:73 M:10 Y:58 K:0

## 宅建協会会員の皆様へ

### (リニューアルの目的)

ハトマークのロゴは、ハトマークグループ(全宅連、全宅保証、47の都道府県宅建協会、会員店)としての価値観や信条、目的などの信念を明確に打ち立て、そのブランドイメージを効率的に浸透させることを目的に、この度リニューアルしました。統制のとれたロゴであることで、それ自体が「ハトマークグループ」の認知を拡大させることができます。さらに、定められたルール(マニュアル)に則り、長く継続的に使用していくことで「ハトマークグループ」としてのブランドのさらなる確立を目指してまいります。

### 《ブランドストーリーについて》

ロゴマークリニューアルにあたり、「ハト」というシンボルや、それぞれの色に込められた意味を改めて紐解き、グループにかかわる一人一人が、そこに込められた思いを共有し、同じ方向を目指していくこと。」その一助となるよう「ブランドストーリー」を書き起こしました。

### 《新ハトマークの使用》

新しくなった「ハトマーク」や「宅建協会会員バナー」、「ハトマークサイトバナー」は、「会員業務支援サイト ハトサポ」よりダウンロードできます。また、名刺、封筒などのステーショナリーのデザインサンプルも示しています。広告・販促・告知物など幅広く、ぜひご活用ください。  
※ハトマークは宅建協会会員であれば手続き不要でご利用いただけます。



東京都宅建協会会員

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

名刺(単名ver)



長3封筒(単名ver)



角2封筒(単名ver)



宅建協会会員の方が広告・販促・告知物においてハトマークシンボルマークをご使用いただけるように「会員業務支援サイト ハトサポ」では、ロゴマークや名刺、封筒などのステーショナリーのデザインフォーマットのダウンロードができるようになっています。ぜひご活用ください。



宅建協会会員限定業務支援システム  
**ハトサポ**

宅建協会会員限定業務支援システム

「会員業務支援サイト ハトサポ」のログインは全宅連ホームページトップより可能です。

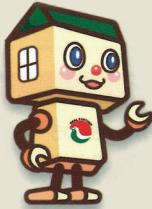
全宅連ホームページはこちら  
<https://www.zentaku.or.jp/>

全宅連



### 《既存ハトマークの取扱い》

既存の旧ハトマークは、これまで通り使用可能ですが、今後、新しく作成する物につきましては新ハトマークを使用くださいますようお願いいたします。また、新・ステッカーは今春配布予定です。



# 令和6年度宅地建物取引士 法定講習会のご案内



令和6年度より法定講習は「WEB講習」または「座学講習」を選択できます。

|                          | 講習実施日                                  | 更新有効期限           | 申込締切日   | 会場        |
|--------------------------|--|------------------|---|-----------|
| 第1回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 4/19～5/16<br><b>5月16日(木)</b>      | 令和6年9月1日～11月14日  | <b>WEB</b> 3月11日<br><b>座 学</b> 4月 8日          | 座学<br>津会場 |
| 第2回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 6/21～7/18<br><b>7月18日(木)</b>      | 11月16日～令和7年1月16日 | <b>WEB</b> 5月13日<br><b>座 学</b> 6月17日          | 座学<br>津会場 |
| 第3回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 7/26～8/22<br><b>8月22日(木)</b>      | 令和7年1月17日～2月14日  | <b>WEB</b> 6月17日<br><b>座 学</b> 7月16日          | 座学<br>津会場 |
| 第4回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 8/30～9/26<br><b>9月26日(木)</b>      | 2月15日～3月25日      | <b>WEB</b> 7月16日<br><b>座 学</b> 8月26日          | 座学<br>津会場 |
| 第5回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 10/25～11/21<br><b>11月21日(木)</b>   | 3月26日～5月16日      | <b>WEB</b> 9月13日<br><b>座 学</b> 10月21日         | 座学<br>津会場 |
| 第6回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 12/27～1/23<br><b>令和7年1月23日(木)</b> | 5月17日～7月20日      | <b>WEB</b> 11月18日<br><b>座 学</b> 12月16日        | 座学<br>津会場 |
| 第7回<br><b>WEB<br/>座学</b> | 視聴期間 2/7～3/6<br><b>3月6日(木)</b>         | 7月22日～8月29日      | <b>WEB</b> 12月16日<br><b>座 学</b> 令和7年<br>2月 3日 | 座学<br>津会場 |

【座学会場】※会場…宅建協会（三重県津市上浜町1丁目6-1 三重県不動産会館3階）

※座学講習は会場でDVD 視聴による講義となります。

- 受講対象の方には、講習実施日の約6か月前に申込案内書を郵送いたしますので、手続きをお願い致します。
- 宅建試験に合格し資格登録後、宅建士証の交付を希望される方は受講できます。  
(ただし、試験合格後1年以内は除きます。)
- 協会本部・講習担当（TEL：059-227-5018）へお問合せ下さい。
- 登録されている内容（住所・氏名・従事先等）に変更があった方は、三重県庁にて手続きを行ってください。  
変更処理がされていない場合は受講出来ません。

## 【変更等・登録手続きに関するお問合せ&届出先】

三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班

〒514-8570 津市広明町13番地（三重県庁4階）TEL：059-224-2708／FAX：059-224-3147

# 令和5年度より 「Web講習」がスタートしました!!

## Web 講習について

### <全体の流れ>

- ステップ1 宅建協会から『法定講習会のご案内』の到着
- ↓
- ステップ2 受講費用(金16,500円)をコンビニにてお振込み
- ↓
- ステップ3 宅建協会へ、提出書類一式を郵送(簡易書留)にて提出
- ↓
- ステップ4 メールで受講案内書、郵送でテキスト等が届く(Web講習開始約3日前)
- ↓
- ステップ5 Web講習を受講(視聴期間28日間)講義 約5時間40分  
効果測定テスト 30問(○×式) 繰り返し視聴可能。制限時間なし。
- ↓
- ステップ6 講習終了後、新宅地建物取引士証引換票を印刷し旧宅建士証と一緒に宅建協会(本部)へ郵送または持参。  
(郵送による交付の場合、お手元に宅建士証がない期間が生じますのでご注意ください。)
- ↓
- ステップ7 宅建協会より新宅建士証を簡易書留にて郵送(宅建協会(本部)での受取も可能)  
新宅建士証の交付(郵送)は、講習日以降となります。

### <講習カリキュラム>

|                                   |                               |       |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------|
| 第1 単元                             | 宅地建物取引士の使命と役割                 | 50 分  |
| 第2 単元                             | 改正法令の主要な改正点と実務上の留意点           | 80 分  |
| 第3 単元                             | 紛争事例と関係法令及び実務上の留意点            | 110 分 |
| 第4 単元                             | 宅地建物に関する税制と最近の主要な改正点及び実務上の留意点 | 60 分  |
| 第5 単元                             | 宅地建物取引業と人権                    | 10 分  |
| 効果測定テスト (○×回答 7割以上正解にて合格 再チャレンジ可) |                               | 30 分  |

#### Web 講習の注意事項

- (1) Web 講習の受講にはパソコン・タブレット・スマートフォン等の端末とインターネット環境が必要です。  
受講申込み前に必ず接続環境をご確認ください。
- (2) 利用可能な個人のメールアドレスが必要です。
- (3) 動画視聴にかかる配信料は自己負担となります。
- (4) Web 動画視聴後、新宅地建物取引士証引換票を印刷する必要があります。必ず印刷可能な端末で受講してください。

## 座学講習について

- ・講習日に会場にお越しいただき、DVD視聴による講習を受講
- ・確認テストを実施(合否判定はなし)
- ・新宅地建物取引士証は、講習当日に交付



## 宅建協会会員限定 新機能のご紹介



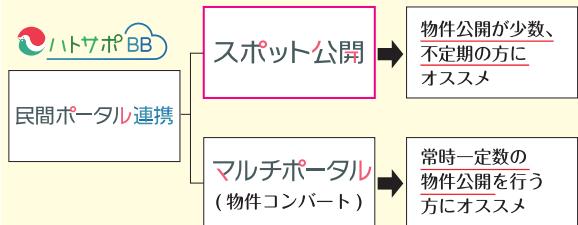
民間ポータル **LIFULL HOME'S** **at home** **SUUMO↑** に加盟料不要で1物件から公開できる！



### 「スポット公開」機能とは？

「スポット公開」機能は、ハトサポ BB が提供する「民間ポータル連携」のための新機能です。ハトサポ BB では、これまで3大ポータルへの物件コンバート機能「マルチポータル」を提供してきましたが、今般、物件公開コストを抑えつつ、少ない物件数にも対応できる新機能「スポット公開」を提供します。民間ポータルの月々の会費無しで、公開したいときに、1物件から公開できる「スポット公開」機能をぜひご活用ください！

### スポット公開とマルチポータルの比較



### 掲載可能な民間ポータル



【対応種類】賃貸居住用/賃貸事業用/売買  
【対応サイト】一般公開/会社間/一般公開+会社間



【対応種類】賃貸居住用/賃貸事業用/売買  
【対応サイト】一般公開/会社間/一般公開+会社間

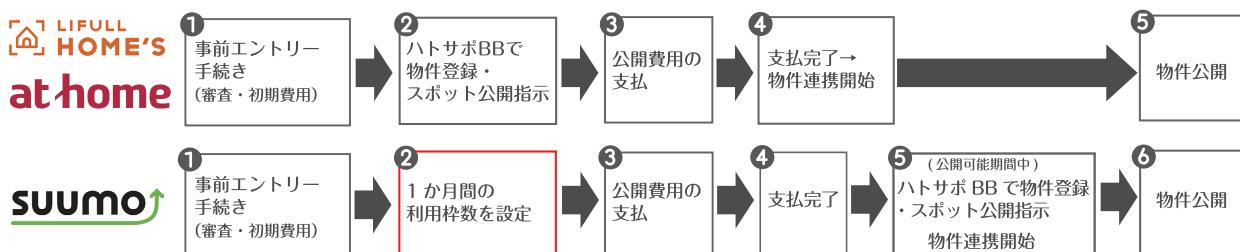


【対応種類】賃貸居住用  
【対応サイト】一般公開+会社間

### 利用申込（事前エントリー）手続き～物件公開までの流れ

スポット公開の利用にあたっては、公開を希望する民間ポータル毎の事前エントリー手続き（民間ポータル側の審査・ハトサポ BB 側への初期費用のお支払い）が必要です。

事前エントリー完了後、LIFULL HOME'S と at home はすぐに物件公開が可能ですが、SUUMO は利用方法が異なります。



※ハトサポ BB は一部の宅建協会所属会員様はご利用いただけません。



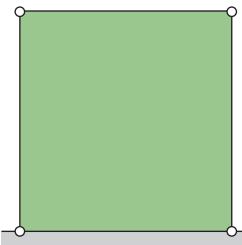
## 1. 「建築条件付土地取引における建物に関する表示」(第6条)

### 「建築条件付土地」は売地の広告です

#### 正しい表示例

建築条件付土地 2,000万円

◎建築条件付  
土地である旨  
を明瞭に表示



【物件概要】 .....  
<建物参考プラン>

◆建物面積 90m<sup>2</sup> ◆建物価格 1,500万円



◎プラン例は  
参考情報として  
下の方に表示

- ①上記プランは一例です。プランはお客様が自由に決定できます。
- ②上記プランの場合、建物価格のほかに別途、外構工事費、建築確認費用等が約 150 万円必要です。

※この土地は、土地売買契約締結後 3 か月以内に、○ ○ハウスと建物の建築請負契約を締結することを条件に販売します。この期間内に建築請負契約が締結されなかった場合は、土地売買契約は白紙となり、受領した手付金等の金銭は全てお返しします。

#### 違反事例

土地 2,000万円 + 建物 1,500万円

**新築 3,500万円**



✗ 建物価格を含め  
て表示  
✗ 間取・建物写真・  
パースなど大きく  
表示



✗ この文言を  
もって建築条  
件の内容を記  
載したことには  
なりません

※間取りはフリープランです。  
詳細はお気軽にお問い合わせください。

【物件概要】 .....

※建物価格を合算した総額表示や参考プランの  
間取図、パースを大きく掲載し新築住宅の広告  
であると誤認される場合、**広告表示の開始時期  
の制限(第5条)**に違反するおそれがあります

## 2. 「特定用語の使用基準」(第18条)

### 特定用語の 使用基準とは？

表示規約では「特定用語」として、使用する際の意義を定めたり、使用する際にその用語の表示を裏付ける合理的な根拠となる事実がなければ使用してはならない用語があります。

- ①使用する際の『意義』を定めている用語

| 用語    | 意義  |
|-------|---|
| ア 新築  | 建築後 1 年未満であって、居住の用に供されたことがないもの  |
| イ 新発売 | 新たに造成された宅地又は新築の住宅（造成工事又は建築工事完了前のものを含む）について、一般消費者に対し、初めて購入の申込みの勧誘を行うこと |

| 用語                                | 意義  |
|-----------------------------------|---|
| ウ ダイニング・キッチン<br>エ リビング・ダイニング・キッチン | その用途に従って使用するために必要な広さ、形状及び機能を有するもの<br>(目安となる広さは右表のとおり) |
| オ 宅地の造成工事の完了                      | 宅地上に建物を直ちに建築することができる状態に至った時点                          |
| カ 建物の建築工事の完了                      | 建物をその用途に従い直ちに使用することができる状態に至った時点                       |

②使用する際には、その表示内容を裏付ける合理的根拠を保有していかなければならぬ用語(①・②)については、その根拠の表示も必要です。また、以下に記載の用語は例示ですので、同様の意味を持つ用語の使用についても気をつける必要があります。

|   |   |
|---|---|
| ① | 「最高」「最高級」「極」「特級」等<br>⇒ 最上級を意味する用語<br><br>× 「最高の住み心地」、「超一級の住まい」<br>○ 「△△社の最上級グレードのシステムキッチン○○型を採用」  |
| ② | 「買得」「掘出」「土地値」「格安」「投売り」「破格」「特安」「激安」「バーゲンセール」「安値」等<br>⇒ 著しく安いという印象を与える用語<br><br>× 「お買得情報！格安の住まいです」、「激安物件」、「築年数が古いためほぼ土地値です」   |
| ③ | 「完全」「完ぺき」「万全」等<br>⇒ 全く欠けるところがないこと又は全く手落ちがないことを意味する用語<br><br>× 「完ぺきな施工」、「震度7でも絶対に倒壊しません」<br>○ 「防災・防犯に配慮して、○○セキュリティシステムを採用」   |
| ④ | 「日本初」「業界一」「超」「当社だけ」「他に類を見ない」「抜群」等<br>⇒ 競争事業者の供給するもの又は競争事業者よりも優位に立つことを意味する用語<br><br>× 「当社だけのサービスです」、「抜群の立地」<br>○ 「千葉県初！●●社のシステムキッチン<br>※千葉県内の分譲マンションで初の採用（2023年5月現在、●●社調べ）」              |
| ⑤ | 「特選」「厳選」等<br>⇒ 一定の基準により選別されたことを意味する用語<br><br>× 「厳選された住まいばかり」、「特別価格」、「△△不動産の特選物件！」<br>○ 「特選新築住宅情報 紹介する10物件はすべて次の条件を満たしています」<br>1. 最寄駅徒歩5分以内 2. 敷地面積150m <sup>2</sup> 以上 3. 4m以上の道路に接している |
| ⑥ | 「完売」等<br>⇒ 著しく人気が高く、売れ行きがよいという印象を与える用語<br><br>× 「第一期完売御礼！いよいよ第二期販売開始」（※実際には、売れ残りがある場合）  |

## 宮利法人の6件の転売取引に関与した 買主側媒介業者代表者に無免許営業帮助を認定し 罰金刑を言い渡した事例

(名古屋高判 令4・9・15 ウエストロー・ジャパン) 中戸 康文

関係会社2社において、宅建業免許を受けず、土地地区画整理事業地内の土地を転売目的で購入し、約3年の間に計6件の売却を行った行為について無免許営業に該当するとし、その媒介を行った買主側媒介業者の代表者に、無免許営業帮助を認定して罰金刑を言い渡した事例（名古屋高裁 令和4年9月15日判決 ウエストロー・ジャパン）

### ① 事業の概要

宅建業免許を有していない、a社（日用雑貨品卸売業等・代表者A）及びその実質的な子会社b社（不動産賃貸業等・実質的経営者A）、（以下、本件各社）は、Aが副組合長であるP地区画整理事業の区域内の土地について、Y（被告・宅建業者y社の代表者）や第三者から、土地の所有者が売却を希望しているので購入してもらえないかと言われて購入し、その取得から数年の間である平成30年5月から約2年の間にa社は4物件の売却を、b社は平成29年6月及び平成30年6月に2物件の売却を行い、各取引についてy社は媒介業者として関与して買主より媒介手数料を受領した。

Yは、この一連の取引に関し、Aによる本件各社の本件各取引は宅建業法12条1項の無免許営業に該当し、Yには無免許営業罪の共同正犯が成立するとして起訴された。

原審（名古屋地判 令4・3・10）は、本件各社による無免許営業を認定し、YはAと意思を通じて自己の犯罪として本件無免許営業に関与したもので、無免許営業罪の共謀共同正犯が成立するとして、Yに罰金50万円を

言い渡した。

Yは、原審判断について、訴の受理に関する違法、事実誤認、法令適用の誤り、量刑不当等を主張し控訴した。

### ② 判決の要旨

裁判所は、原審の無免許営業罪の共謀共同正犯の認定を破棄し、無免許営業帮助を認定して、Yに25万円の罰金を言い渡した。

#### (1) 公訴権濫用の主張について

Yは、a社がY以外の業者を仲介人として宅地等を売却した事案は立件されていないことから、Yが関与した事案だけが立件された本件は、公訴権を濫用した不平等起訴で、公訴は棄却されるべきと主張する。

しかし、検察官の裁量権の逸脱が公訴提起を無効ならしめる場合は、公訴の提起自体が検察官の職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られ、本件はそのような場合に当たらない。審判の対象になっていない他事件は犯罪の情状等の事情が明らかでなく、他事件の公訴権の発動の状況と対比することのみによって本件公訴提起が検察官の裁量権を逸脱したということはできない。

#### (2) 本件各社の無免許営業の該当性について

Yは、本件各社が行った本件各取引は無免許営業に該当しないと主張する。

そこで検討すると、転売された各土地は、Aが、Y又は第三者から土地の所有者が売却を希望しているので購入してもらえないかと言われ、本件各社が購入したもので、本件各取引がされた当時は遊休不動産と指摘されていたこと、本件各土地の購入時期はいずれも

仮換地指定の後であり、いずれ宅地として整備され、値段が上がる可能性が高かったといえること、Aにおいては、本件各社が利用しないままこれらを所有し続けるつもりはなく、住宅や商業施設等を建設したい者が現れれば売却することを想定していたことなど、いずれも、購入時において、本件各社に本件各土地を事業に利用する具体的な予定、計画があったとは認められない。

そして、本件各取引の相手方は、本件各会社の業務とは関係なく、その土地の取得を希望した個人や会社であり、本件各取引の売買代金は、購入した金額より高くなっていること、本件各社は、他にも本件各取引と同様の所有地の売却や、土地の購入をしていたことが認められる。

以上によれば、本件各社は、事業に利用する予定や計画がないまま、仮換地の指定がされていて、いずれ宅地化されて価格が上がる可能性が高い本件各土地を購入したが、いずれ転売する予定であって、実際にも、購入時よりも高く本件各土地を売却し、ほかにも同様の土地売買をしていたのであるから、積極的に土地を買い求め、転売を図ったものではなくとも、営利目的で宅建業をしたことになるというべきであり、原判決の本件各取引が宅建業法12条1項所定の無免許営業に該当するとした結論に誤りがあるとはいえない。

### (3) Yの正犯性について

Yは、本件各土地の売却の意思決定そのものに関与していないし、売主から媒介手数料や売主が転売により得た利益の分け前を受けてもいない。

Yの行為は、宅建業法上の媒介をする行為に当たるもので、本件各取引を容易ならしめるものではあるが、Yが自分たちの犯罪としてAらと一緒にになって本件各取引をしたとま

では言えないことから、Yについては無免許営業帮助の事実を認定すべきであり、無免許営業罪の共同正犯とは認められない。

### (4) 判決

Aが行った宅地建物取引業の無免許営業は、期間の長さ、取引物件の個数、売買代金の額などからすると、必ずしも軽微とはいえない。Yは、その事情を知った上で媒介業者としてこれを帮助したもので、その刑事责任は軽視できない。そうすると、Yに対しては、主文の罰金刑が相当である。

## ③まとめ

無免許者の宅建業取引に、宅建業者が媒介等により関与することは、宅建業法が目的とする「不動産取引の公正の確保・悪質な不動産業者の排除」を脅かす、無免許営業という犯罪行為を、免許を持つ宅建業者が手助けすることであり、宅建業法においては、宅建業法12条1項の違反行為に不当に関与した(同65条2項5号)等として行政処分の、刑法においては帮助犯(刑法62条の1)として刑事罰の対象となる。本件では、売主の無免許営業を知りながら、取引の帮助を行った刑事责任は軽視できないとして、宅建業者代表者に、罰金刑が言い渡されている。

無免許営業を知りながらの帮助は論外であるが、売主・買主が、無免許営業の認識なく転売等の取引を行おうとする場合があるので、媒介業者においては、取引に際して、買主には購入目的の確認を、売主には不動産の取引経緯と売却事由の確認を行うことが重要であり、無免許営業が疑われる場合には、より慎重な対応を行う必要がある。

(調査研究部上席研究員)

一般財団法人 不動産適正取引推進機構発行 RETIO No.130 より

# 反社会的勢力データベース照会システムについて

宅建協会会員は、全宅連会員業務支援サイト「ハトサポ」にて「反社会的勢力データベース」への照会がご利用いただけるようになりました。

## 「ハトサポ」での反社会的勢力データベース照会の流れ

(1)全宅連ホームページおよび  
三重宅建ホームページより「ハトサポ」をクリック

(2)「ハトサポID・パスワード」を入力しログイン

ハトサポログイン

ハトサポID・パスワードを利用してログインしてください。  
ハトサポID・パスワードとは?

ハトサポID 0000000000  
パスワード

ログイン

お問い合わせはこちら  
・ハトサポID・パスワードがわからない  
・ハトサポに利用登録しているかわからない  
・ハトサポ認証コード確認

利用登録がまだの方はこちら  
・ハトサポ利用登録フォーム

(3)ハトサポTOP画面内の「反社会的勢力の照会」のボタンをクリックしてご利用ください。

(株)OOO不動産

各種設定 ログアウト

ハトサポ 不動産情報流通システム レイズ運営  
ハトマーケティング、ハトサポの会員登録(会員登録)の物件登録、物件検索、英語ポートフォリオ、Web売買手帳、Web取引等の多機能を提供!

ハトサポBBJとは

かんたん不動産作成ツール  
自動運営や中古不動産などの運用機能!  
「ハトサポBBJ」の特徴

Web会員登録・ランニング  
いつでもどこでも無料開設できる  
会員登録

会員登録料金  
会員登録料金を支払うことで会員登録料金を支払う  
（支払い方法）

会員登録料金  
会員登録料金を支払うことで会員登録料金を支払う  
（支払い方法）

不動産取引に関するご相談  
不動産取引に関するご相談  
不動産取引に関するご相談  
不動産取引に関するご相談

特典・登記事務文書  
実際に会員登録料金を支払う  
登記事務文書を支払う  
登記事務文書を支払う

法令改正情報  
不動産取引に関する法律改正  
不動産取引に関する法律改正  
不動産取引に関する法律改正

出庫物のご案内  
会員登録への対応

価格査定マニュアル

ハトマークシングル  
マークご利用に関する  
ガイドライン

反社会的勢力の照会  
反社会的勢力データベースに照会申請を行ないます。

※「反社会的勢力データベース照会システム」とは  
不動産業界5団体で構成される【不動産における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会】が、契約前に取引の相手方が反社会的勢力であるか否かを確認するための支援ツールとして構築し運用しているシステムです。  
警察機関若しくは暴力追放運動推進センターに確認および相談する必要があると認められる場合に、その前段階の補完確認手段としてご利用していただくものになります。

基本的人権の尊重は宅建業者にとって社会的責務です



「住まう」に、  
寄りそう



全宅管理

### 事業のご案内

全宅連が母体となり設立された（一社）全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

#### 業務支援事業

弁護士による  
電話法律相談

#### 業務支援事業

250種以上!  
賃貸管理関係書式ダウンロード

#### 業務支援事業

クラウド型賃貸管理ソフト  
(提携商品の為有料)

#### 情報配信事業

会報誌・メールマガジン・オーナー通信等による情報提供

#### 知識啓発事業

会員研修  
インターネットセミナー(500タイトル以上視聴可能)

#### その他の事業

「賃貸管理業賠償責任保険」

他にも募集提案、入居審査から退去時まで実務で使えるサポート事業を会員特別価格等でご用意しております。

# 【全宅管理】入会のご案内

## 賃貸管理業を強力にサポート! 業界最大の組織力

### 入会特典

全5種プレゼント中!  
2024年3月31日入会受付分まで

特典1 「賃貸不動産管理業務マニュアル」

特典2 「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」

特典3 「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)

特典4 「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

特典5 「さらに...」



### 賃貸管理業への関心の高まりで期待度もアップ!

「全宅管理」への入会者も増えています!

※2022年1月~12月の入会者数が、2021年の1.4倍となりました。

宅建協会  
新入会員

### 応援プロジェクト!

2023年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年内に本会に入会すると入会金が無料となります。

■ 入会金 20,000円

年会費 24,000円(月額2,000円×12ヶ月分)

宅建協会  
現会員

### 全宅管理サポーター制度!

2023年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会申込書を提出すると入会金が無料となります。

全宅管理の入会メリットなど、本資料の内容を動画にて解説していますので、ぜひご視聴ください。

入会に関してご不明な点等ございましたら、ぜひお気軽にお問い合わせください。



ハトマークグループ

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館  
TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:<https://chinkan.jp/> e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 で検索

# 新入会員紹介

|  |  |   |
|--|--|---|
| <b>松阪支部</b> 免許番号 1-3766<br><b>もちの木不動産</b><br><br>代表者<br>専任の宅地建物取引士<br><b>秋田 純子</b><br>〒519-2211 多気郡多気町丹生 854<br>TEL 0598-67-0621 FAX 0598-67-8401   | <b>伊勢志摩支部</b> 免許番号 1-3772<br><b>株式会社 WENEXTATE</b><br><br>代表者<br>専任の宅地建物取引士<br><b>長谷川 彩</b><br>〒516-0077 伊勢市宮町一丁目3-10 SANDBOXビル4F<br>TEL 0596-63-6656 FAX 0596-63-6657                    | <b>伊勢志摩支部</b> 免許番号 1-3769<br><b>株式会社 THM ARCHITECT</b><br><br>代表者<br><b>大西 功二</b><br>政令使用人<br><b>梅田 法義</b><br>専任の宅地建物取引士<br><b>橋倉 明美</b><br>〒515-0507 伊勢市村松町 1380 番地 11<br>TEL 0596-37-1677 FAX 0596-37-1678 |
| <b>四日市支部</b> 免許番号 2-3304<br><b>株式会社 リークスプロパティ アパマンショップ四日市店</b><br><br>代表者<br><b>森下 弘巳</b><br>政令使用人<br>専任の宅地建物取引士<br><b>福本 亮太</b><br>〒510-0082 四日市市中部7番6号<br>TEL 059-325-7000 FAX 059-325-7001          | <b>桑名支部</b> 免許番号 1-3777<br><b>サリ・インター ナショナル株式会社</b><br><br>代表者<br><b>SARI UZEYIR</b><br>専任の宅地建物取引士<br><b>藤田 ちづる</b><br>〒511-0101 桑名市多度町柚井 38 番地<br>TEL 0594-73-3500 FAX 0594-73-3501     | <b>鈴鹿龜山支部</b> 免許番号 1-3775<br><b>株式会社 シープロデュース</b><br><br>代表者<br><b>松尾 千沖</b><br>専任の宅地建物取引士<br><b>中原 真人</b><br>〒513-0011 鈴鹿市高塚町 184-23<br>TEL 059-378-8699 FAX 059-318-9863                                  |
| <b>松阪支部</b> 免許番号 1-3782<br><b>株式会社北村 HD</b><br><br>代表者<br><b>北村 優治</b><br>政令使用人<br>専任の宅地建物取引士<br><b>中西 孝典</b><br>〒515-0019 松阪市中央町 306 番地 1<br>TEL 0598-51-4552  | <b>四日市支部</b> 免許番号 1-3784<br><b>佐藤企画</b><br><br>代表者<br>専任の宅地建物取引士<br><b>佐藤 勝憲</b><br>〒510-0076 四日市市堀木一丁目 3-1-407<br>TEL 059-325-6935 FAX 059-325-6945                                    | <b>伊勢志摩支部</b> 免許番号 1-3778<br><b>鳥羽ふるさと不動産</b><br><br>代表者<br>専任の宅地建物取引士<br><b>奥村 晃</b><br>〒517-0041 鳥羽市岩倉町 349-1<br>TEL 0599-25-0055 FAX 0599-25-0056   |
| <b>四日市支部</b> 免許番号 大臣 1-10568<br><b>アルファス株式会社 四日市大矢知</b><br><br>代表者<br><b>近藤 剛</b><br>政令使用人<br>専任の宅地建物取引士<br><b>磯村 徳人</b><br>〒510-8033 四日市市下さざらい町 11 番 10 号 Sプレイズ<br>TEL 059-361-6216 FAX 059-361-6217 | <b>四日市支部</b> 免許番号 1-3790<br><b>株式会社 ハニーエスト・エフ</b><br><br>代表者<br><b>田中 武</b><br>政令使用人<br>専任の宅地建物取引士<br><b>川端 光夫</b><br>〒510-0958 四日市市小古曾四丁目 2 番 6 号<br>TEL 059-348-2560 FAX 059-348-2561 | <b>鈴鹿龜山支部</b> 免許番号 1-3783<br><b>有限会社 K 工業</b><br><br>代表者<br><b>見取 圭</b><br>政令使用人<br>専任の宅地建物取引士<br><b>桜木 あずさ</b><br>〒513-0821 鈴鹿市地子町 316 番地<br>TEL 059-369-3166 FAX 059-384-4563                            |





# 新入会員紹介



鈴鹿龜山支部

免許番号 1-3791

## 株式会社ノーブル不動産

代表者  
武方 永吾専任の宅地建物取引士  
古橋 瞳

〒 510-0235 鈴鹿市南江島町 18 番 33 号  
TEL 059-392-8066 FAX 059-392-8067

津支部

免許番号 1-3789

## 江戸橋不動産

代表者  
専任の宅地建物取引士  
金子 大祐

〒 514-0009 津市羽所町 384 番地  
TEL 059-227-2841 FAX 059-225-9222

伊賀支部

免許番号 1-3786

## 合同会社結家不動産

代表者  
専任の宅地建物取引士  
酒井 寿之

〒 518-0809 伊賀市西明寺 2798 番地 3  
TEL 0595-51-5904

四日市支部

免許番号 大臣 6-5475

## 株式会社カチタス 四日市店

代表者  
新井 健資政令使用人  
専任の宅地建物取引士  
後藤 茜夢

〒 512-0913 四日市市西坂部町 3800-1 1F 号室  
TEL 059-333-1855 FAX 059-333-1866

松阪支部

免許番号 1-3639

## 株式会社フレンズ 不動産事業部

代表者  
中村 保之政令使用人  
山本 康真専任の宅地建物取引士  
新家 健世

〒 515-0045 松阪市駅部田町 176-4  
TEL 0598-31-1146 FAX 0598-31-1148

松阪支部

免許番号 1-3793

## 有限会社フクダ

代表者  
福田 國善専任の宅地建物取引士  
福田 満則

〒 515-0063 松阪市大黒田町 1478 番地 3  
TEL 0598-67-5888 FAX 0598-67-0600

伊勢志摩支部

免許番号 1-3792

## 株式会社イフミ電気

代表者  
山際 文浩専任の宅地建物取引士  
山際 圭史

〒 517-0604 志摩市大王町船越 2575  
TEL 0599-72-4420 FAX 0599-72-4421

伊勢志摩支部

免許番号 1-3788

## ハウスフィールド 株式会社

代表者  
専任の宅地建物取引士  
家田 紋奈

〒 516-0037 伊勢市岩渕三丁目 5-3  
TEL 0596-63-8422 FAX 0596-63-8422

### 免許更新・変更届 お忘れではないですか？

宅地建物取引業の免許更新手続きは、必ず免許の有効期間満了日の90日前から30日前までにお願いします。また、以下の事項(宅地建物取引業者名簿登載事項)に変更があった場合は、30日以内に、免許権者(国土交通大臣／県知事)に届出が必要となります。郵送で手続きができますので届出書類は免許権者へ直送して下さい。

**宅地建物取引業者  
名簿登載事項**

- ・商号又は名称
- ・代表者
- ・役員
- ・政令使用人
- ・主たる事務所の所在地
- ・従たる事務所
- ・専任の宅地建物取引士

どちらも遅れた場合は、免許権者による指導等の対象となりますので、十分ご注意ください。

なお、協会への届出に必要となりますので、副本(コピー)を作成して下さい。免許権者への手続き後、協会への届出もお忘れのないようにお願いいたします。



# 新入会員紹介

松阪支部

免許番号 1-3802

## 株式会社インフィニティ



代表者  
専任の宅地建物取引士  
**安部 由憲**

〒515-0016 松阪市末広町1丁目225-1 フェイスビル末広町2F  
TEL 0598-30-8281 FAX 0598-30-8280

松阪支部

免許番号 1-3799

## 丸亀産業 株式会社



代表者  
**竹上 景太**  
政治使用人  
**村井 康孝**  
専任の宅地建物取引士  
**北村 武士**

〒515-0011 松阪市高町450番地の1  
TEL 0598-53-9111 FAX 0598-53-9119

伊勢志摩支部

免許番号 1-3798

## 伊勢日輕アルミ建材 株式会社



代表者  
専任の宅地建物取引士  
**藤村 喜成**

〒516-0003 伊勢市下野町600番地8  
TEL 0596-36-1288 FAX 0596-36-4696

伊勢志摩支部

免許番号 1-3796

## 株式会社サンシン



代表者  
専任の宅地建物取引士  
**山下 智史**

〒516-0006 伊勢市田尻町441番地1  
TEL 0596-31-1311 FAX 0596-31-1313

伊勢志摩支部

免許番号 1-3795

## 株式会社森組



代表者  
**森 庄平**



専任の宅地建物取引士  
**森 希美絵**

〒516-1108 伊勢市円座町1005番地  
TEL 0596-39-1122 FAX 0596-39-0043



## 退会者報告

| 業・保退会受付日 | 支部名  | 免許番号       | 商号及び名称                          | 代表者氏名 | 廃業年月日    |
|----------|------|------------|---------------------------------|-------|----------|
| R5. 7. 5 | 東紀州  | 13-954     | (有)紀州ホーム                        | 小池誠志郎 | R5. 6.29 |
| R5. 7.27 | 四日市  | 大臣 3-8334  | アサヒグローバルホーム(株)<br>賃貸管理部(支店のみ廃止) | 近藤 博文 | R5. 4.19 |
| R5. 8.21 | 津    | 2-3503     | (株)岡田商事                         | 岡田 志江 | R5. 8. 8 |
| R5. 9.11 | 鈴鹿龜山 | 9-1676     | (有)伊藤不動産                        | 伊藤 光夫 | R5. 9. 6 |
| R5. 9.15 | 鈴鹿龜山 | 4-2927     | 服部美建(株)                         | 服部 創一 | R5. 9.15 |
| R5. 9.15 | 伊勢志摩 | 12-972     | 大種建設(株)                         | 大西 勝洋 | R5. 8.14 |
| R5.10.16 | 津    | 3-3112     | (株)カンキヨー                        | 原田 浩伸 | R5.10.13 |
| R5.10.23 | 桑名   | 4-2972     | (有)ニーズホーム                       | 服部 明美 | R5.10. 5 |
| R5.10.23 | 四日市  | 4-2861     | (株)未来空間                         | 森川紀美代 | R5.10.18 |
| R5.10. 6 | 津    | 4-3025     | 江戸橋不動産(承継)                      | 金子 一浩 | R5.10.30 |
| R5.10.27 | 鈴鹿龜山 | 大臣 13-2018 | (株)ニッショ一鈴鹿支店<br>(支店のみ廃止)        | 加治佐 弘 | R5.10.13 |
| R5.11. 1 | 東紀州  | 9-1689     | 東和開発(株)                         | 東 貴雄  | R5.11. 1 |
| R5.11. 6 | 四日市  | 6-2459     | (有)広陽コンサルタント                    | 山中まゆみ | R5.10.25 |
| R5.11.13 | 松阪   | 4-3080     | アジアコンサルタント(株)                   | 川口 陽  | R5.11. 1 |
| R5.12. 5 | 桑名   | 1-3534     | 三愛岐(株)                          | 齋藤 仁司 | R5.10.24 |
| R5.12. 8 | 松阪   | 7-2328     | 小西不動産                           | 小西 彰  | R5.11.30 |
| R5.12. 8 | 伊勢志摩 | 2-3413     | (有)サンシャインアンドカンパニー               | 山下 智史 | R5.11. 7 |
| R5.12.20 | 伊賀   | 15-296     | (株)三興                           | 吉本 泰典 | R5.11.21 |

# 理 事 会 だ よ り

## 令和5年度第2回理事会・幹事会

●開催日時：令和5年10月10日（火）午後3時30分～午後4時40分

●審議事項

- (1) 令和6・7年度任期満了に伴う役員改選について 承認
- (2) 令和5年度会費未納による会員権一時停止について 承認
- (3) 令和5年度定時総会開催日時及び開催場所について 承認
- (4) 店頭表示標（金看板）貸与規程の一部改正（案）について 承認
- (5) 定款施行細則の一部改正（案）について 承認
- (6) 全宅保証三重本部規則の一部改正（案）について 承認
- (7) 三重県空き家対策連絡協議会との金銭消費貸借契約書（案）の締結について 承認
- (8) 空き家ネットワークみえとの金銭消費貸借契約書（案）の締結について 承認

## キャリアパーソン講座のご案内

[不動産キャリア]サポート研修制度 取引実務の基礎を網羅

めざせ！不動産

# キャリアパーソン<sup>®</sup>



頑張るあなたを  
応援します！

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!  
従業者教育のツールとしても最適!  
宅建アソシエイトや宅建士への  
ステップアップをめざすあなたにも!



資格登録証

不動産キャリアパーソン<sup>®</sup>とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。



受講料 8,000円(税別)

不動産キャリアパーソン で 検索



公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)  
くわしくはWebで <http://www.zentaku.or.jp/training/career/>

イメージキャラクター  
佐藤まり江さん



# 掲示板

公益財団法人暴力追放三重県民センター

## 暴力団の特徴的傾向

### 凶悪化

拳銃・放火などの  
暴力的行為によって危害を加える

### 不透明化

看板等の撤去・組織実態を隠蔽、  
政治活動や社会運動を仮装

### 資金獲得活動の多様化

不動産・金融等、企業活動を仮装し、  
一般社会での資金獲得活動を活性化

知らないうちに  
暴力団と関わっているかも?!

### これって暴力団…?と思ったらまず相談 相談無料・秘密厳守

状況に応じ弁護士による無料法律相談で対応 (毎週水曜日・要予約)

相談電話 ☎ 0120-31-8930 TEL 059-229-2140



### 不正業者（無免許業者）の取締り強化について

## しない！させない！無免許業者の不動産取引 TEL 059-227-5018

協会では公益法人として、不正業者（無免許業者）の取締りについて、警察と連携を図り、三重県下から無免許で不動産取引を行う宅建業法違反者を排除するため、年間を通じて情報を提供するなど協力体制の強化に努めています。不正業者に関する情報がございましたら、協会本部までご連絡下さい。

### 指定福利厚生施設利用料金のご案内



「会員利用券」は、本部・各支部にて取扱っていますが、ご利用は1会員につき年間1施設10枚までです。

年度の利用枚数を超えると、制限させていただく場合があります。  
(令和6年1月現在の料金です)

| 券種               | 区分       | 通常料金   | 利用料金   |
|------------------|----------|--------|--------|
| パスポート入場と<br>乗り放題 | 大人(中学以上) | 5,800円 | 4,600円 |
|                  | 小学生      | 4,400円 | 3,500円 |
|                  | 幼児       | 2,700円 | 2,100円 |
| 湯あみの島            | 大人(中学以上) | 2,100円 | 1,300円 |
|                  | 小学生      | 1,300円 | 900円   |
|                  | 幼児       | 700円   | 400円   |

◆ワイドパスポート (入場料・乗り物乗り放題・プール入場)

| 区分        | 通常料金   | 利用料金   |
|-----------|--------|--------|
| 大人(中学生以上) | 7,200円 | 6,100円 |
| 小学生       | 5,500円 | 4,700円 |
| 幼児(2歳以上)  | 3,200円 | 2,800円 |

## 倫理綱領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信託にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
2. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるように常に人格と専門知識の向上に努める。
3. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
4. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
5. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会  
公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会

# 子ども110番のみせ



三重県警  
ミーぽくん



公益社団法人  
**三重県宅地建物取引業協会**  
**三重県警察・三重県教育委員会**

宅建協会の事業の一つである「子ども安全・安心の店（子ども110番のみせ）」は、犯罪から子どもを守るための防犯ボランティアです。ご協力いただける会員の方は本部事務局までお問い合わせ下さい。すでにご協力いただいている会員の方で、ステッカーが劣化している場合は新しいものを配布しますので、支部までご連絡下さい。



|     |  |
|-----|--|
| 発行日 | 令和6年1月30日  |
| 発行所 | 公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会<br>公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会三重本部  |
|     | 津市上浜町一丁目6-1  |
|     | TEL <059> 227-5018 FAX <059> 227-5019  |
|     | E-mail info@mie-takken.or.jp URL <a href="https://www.mie-takken.or.jp">https://www.mie-takken.or.jp</a> |
| 発行人 | 会長・本部長 村井浩一  |
| 編集人 | 広報啓発委員長 水谷喜彦   |

この広報誌は再生紙を使用しています。